

令和7年度採用 富士市臨時的任用職員 登録者募集案内

保育士

この募集案内は、市内の保育園等における正規職員のうち、年度途中で退職などの欠員が生じた場合に勤務いただく臨時的任用職員の事前登録者を募集するものです。

正規職員の代替として勤務いただく必要が出た場合に、登録いただいた方の中から、書類審査のうえ、面接を実施し、一定の期間 臨時的任用職員として採用します。

※任期が定められていますが、一部を除き、任期の定めのない常勤職員と同様の勤務条件となります。

※すぐに採用されない場合があるほか、登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありません。(登録名簿の有効期限は令和8年3月31日までです。)

※令和7年4月1日から就労を希望される場合は、令和6年12月23日までにお申し込みください。

1 採用職種・登録資格

採用職種	資 格
保育士	保育士証を有する人

《資格等に関する注意事項》

ア) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は登録できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 富士市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ) 日本国籍を有しない人でも、次のいずれかに該当する人は登録できます

- 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

■ 日本国籍を有しない人の職員としての任用について

公務員に関する基本原則に基づく任用となるため、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴わず、かつ、公の意思形成に参画しない職に任用されることとなります。

公権力の行使 …… 市民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為等

公の意思形成への参画 …… 市行政についての企画、立案、意思決定等の政策形成に関与すること

2 任用期間

正規職員の欠員等が生じた時点から令和8年3月31日まで(※)

(※) 正規職員の欠員が生じた場合に採用となるため、すぐに採用されない場合があるほか、登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありません。

3 主な職務内容

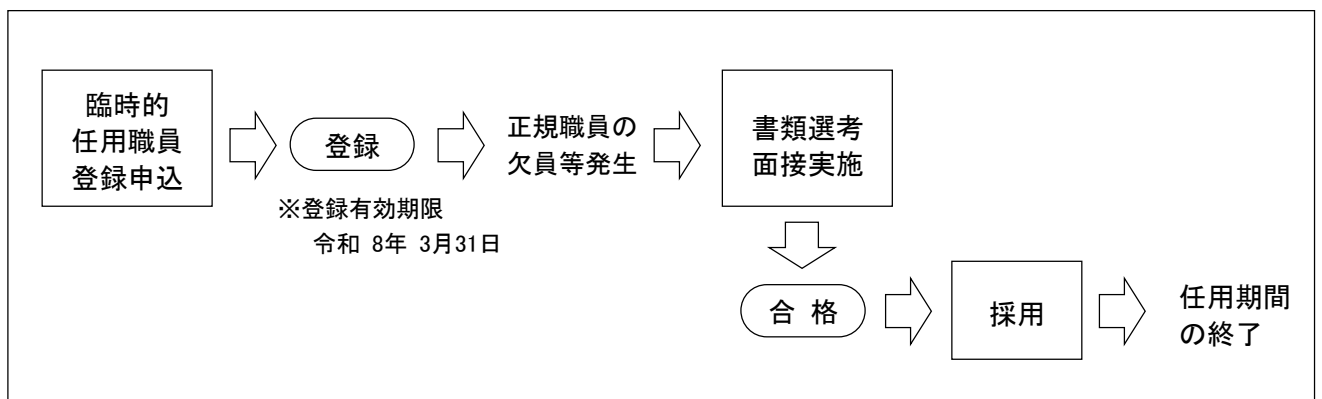
主 な 職 務 内 容

市内の保育園や認定こども園、幼稚園などにおいて、乳児・幼児の保育業務に従事します。

4 採用の方法

- (1) 登録者受付期間内に申込のあった方で登録資格を有している者を、臨時的任用職員登録者名簿に登録します。
- (2) 正規職員の欠員が生じた場合に、臨時的任用職員登録者名簿の中から必要に応じて選考し採用します。
- (3) 選考は、書類審査のうえ、面接を実施します。

《登録から採用までの流れ》



5 採用及び給与等

(1) 合格者には、健康診断書を提出していただきます。

(2) 給与等(令和6年4月1日現在)

給料月額 (地域手当を含む。)	諸手当
218,257円	通勤手当、期末勤勉手当等

※経験加算、昇給はありません。

※このほかに、任期の定めのない職員と同様、各種手当が支給要件にしたがって支給されます。

6 勤務条件等

(1) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(1週間当たり38時間45分)

一番早い出勤は午前7時、一番遅い退勤は午後7時の変則勤務です。

(2) 休 暇

年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇等)などがあります。

(3) 服 務

任用期間中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。現在、企業等に在職中の方が採用となる場合は、退職する必要があります。

(4) そ の 他

雇用保険は未加入となります。

7 登録手続

令和6年11月22日(金)から令和7年10月31日(金)

登録受付期間

- ※ 受付最終日の午後5時15分以降の申込みはできません。
- ※ 直接持参による申込みの受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ※ 受付期間中の消印有効です。

必 要 書 類

① 登録申込書 ②自己紹介書(写真を貼付してください)

※申込書類は返却しませんので御承知ください。

申 込 方 法

直接持参または郵送で、必要書類(①、②)をご提出ください。
なお、必要書類は 市役所ウェブサイトからダウンロードすることができます。

富士市役所で働こう！

富士市臨時的任用職員 **保育士** 募集



【富士市ブランドロゴ】

富士山のすそ野を、田子の浦の波に。

富士山と海をあわせもつ、

富士市ならではのオリジナリティです。

● お問い合わせ

富士市役所 総務部 人事課

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電 話 (0545)55-2711(直通)

FAX (0545)53-6669

メール jinji@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市ウェブサイト <http://fujishi.jp/>



富士市職員採用

